

松島基地の基地機能回復は、一層加速させ推進すると共に、松島基地周辺対策は、東松島市復興まちづくり計画と一体的に行うよう要望する意見書

松島基地の災害復旧・復興は、計画通り進捗していると推察されるが、昨年末(平成23年12月26日)本市が策定した「東松島市復興まちづくり計画」がめざす市の将来像「あの日を忘れず ともに未来へ 東松島一心」を実現するためには、特に前期5年間(平成28年度までの間)の復旧・復興期に於いて、基地機能回復のための事業と本市が進める事業との一体化が必要であり市民の目に見える形での事業展開が重要である。

震災から1年6ヶ月が過ぎ防災集団移転促進事業・野蒜丘陵地区土地区画整理事業等が逐次予算化され、実施計画が進められている状況下、市及び関係機関等との情報の共有化・調整状況が必ずしも順調とは言いがたい。

基地内の復旧関連事業は、本市などが進める嵩上げ道路(TP3.5、4.5)、基地周辺を周回する特殊防波堤(TP3.5)及び第2防潮堤・基地周辺防火緑地帯関連事業等との一体的推進が重要であり、特に防災・減災による災害に強いまちづくりを目指すとき、状況により基地内整備は、市の事業計画より先行実施する事が要求される。

先に提出した「松島基地の早期基地機能の回復とT-4ブルーインパルス機の松島基地での早期訓練再開を要望する意見書」(議発第2号23.10.17)の再確認と関係各機関等との連携を更に密にし、加速度ある実行が望まれる。

被災地の実情に即した復興を一層加速するため、先の意見書の要望事項に加え、次の事項について善処されるよう要望する。

記

- 1 防音機能復旧工事は、被災した住宅などの住宅再建の一助となることから、引き続ききめ細かい対応を促進すること
- 2 基地交付金・特定防衛施設整備交付金の予算執行に当たっては、市の復旧・復興状況を十分配慮し、基地と共に防災に強い「防災自立都市」の創生に資すること。
- 3 飛行訓練の再開に当たっては、癒えることのない被災者の思いを考慮し、特に仮設住宅地区の生活環境を十分配慮すること。
- 4 F-2型機の松島基地への再配備は、防衛力整備及び戦闘機操縦者教育の重要性から被災前の定数18機を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月11日

		東松島市議会議長	五野井 敏夫
提出先	財務大臣	城 島 光 力	
	防衛大臣	森 本 敏	
	国土交通大臣	羽 田 雄一郎	
	航空幕僚長	片 岡 晴 彦	様
	松島基地司令	谷 井 修 平	
	東北防衛局長	中 村 吉 利	
	東北地方整備局長	徳 山 日出男	
	宮城県知事	村 井 嘉 浩	